

精神障害者に対するＪＲ 運賃割引制度の導入について

令和7年4月1日より、ＪＲグループにて運賃の精神障害者割引制度が導入となります。割引の乗車券類は、令和7年4月1日から発売されます。

対象となる方 手帳に「第一種」または「第二種」の表記が必要です

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第一種または第二種の表記のあるもの）

第一種：精神障害者保健福祉手帳1級
第二種：精神障害者保健福祉手帳2級または3級

※お持ちの手帳が以下の状態では、割引が適用とならないため、ご注意ください。

○第一種、第二種の表記がない手帳

（表記を希望する方は最寄りの保健センターに手帳をご持参ください。

窓口にて、お持ちの手帳に「第一種」または「第二種」のスタンプを押印し、お渡します）

令和6年11月1日以降に発行された手帳については、旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第一種または第二種を記載しております。

○有効期限の切れた手帳

○写真が貼付されていない手帳（ご自分で貼ったものは無効です）

乗車券類購入の際や、列車をご利用の際には、必ず精神障害者保健福祉手帳をお持ちいただき、係員から提示を求められた場合はご提示ください。

◆お問い合わせ先

◎割引内容について

ＪＲグループへお問い合わせください。

◎手帳への区分明記や手続きについて

以下へお問い合わせください。

保健所 健康づくり課	072-960-3802
東保健センター	072-982-2603
中保健センター	072-965-6411
西保健センター	06-6788-0085